

津波災害警戒区域の指定について

県では、最大クラスの津波発生時における警戒避難体制の強化を図るため、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波災害警戒区域の指定を進めています。

本日、藤沢市及び二宮町において津波災害警戒区域を指定しますので、お知らせします。

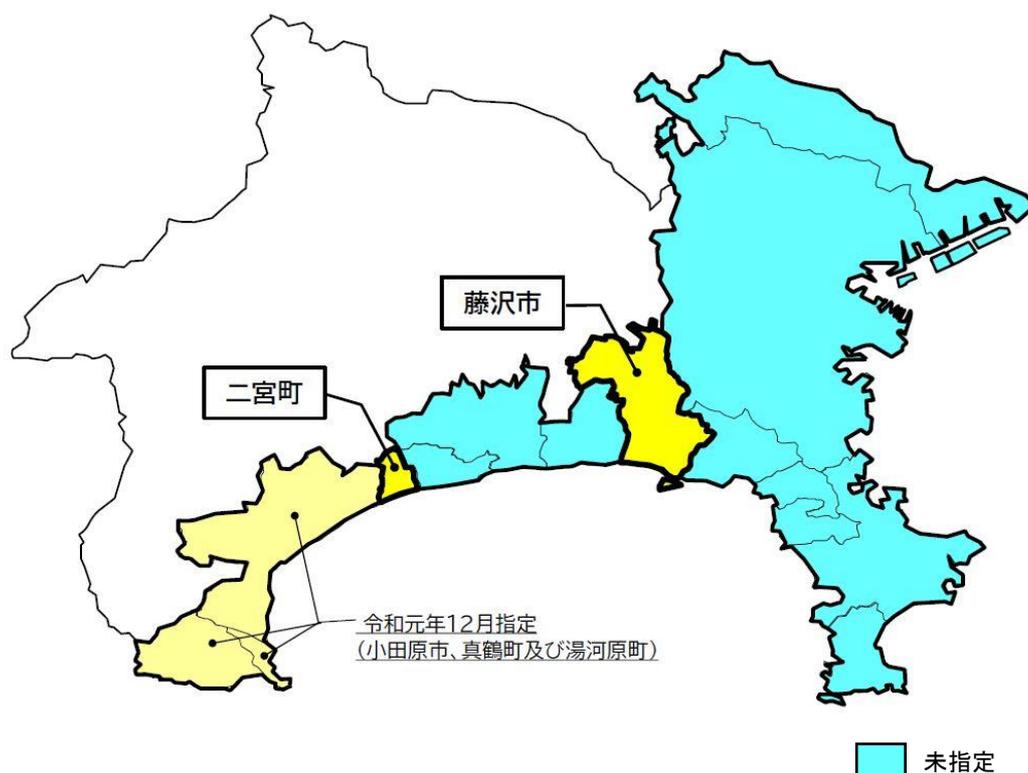
1 指定日

令和3年3月 22 日(月曜日)

※ 「津波災害警戒区域の指定」の詳細については、別紙参照

2 公示図書

公示に係る図書は、本日から県のホームページや災害対策課、砂防海岸課、藤沢市役所及び二宮町役場等で閲覧できます。



問合せ先

神奈川県暮らし安全防災局防災部災害対策課

課長 圓道 電話 045-210-3420

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 千葉 電話 045-210-6500